

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次代の社会を担う乳幼児等の医療費を助成し、その健やかな育ちと安心感のある子育てを支援することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) 乳幼児等 市内に住所を有する <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 幼児等 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p><u>(4) 乳児保護者</u> 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。</p> <p><u>(5) 幼児等保護者</u> 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。</p> <p><u>(6) 医療保険各法の給付</u> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給(家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。</p> <p><u>(7) 被保険者等負担額</u> 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者である国、地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限る。)をいう。</p> <p><u>(8) 保険医療機関等</u> 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。</p> <p>(助成対象者及び受給資格の認定)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次代の社会を担う乳幼児等及び<u>こども</u>の医療費を助成し、その健やかな育ちと安心感のある子育てを支援することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) 乳幼児等 市内に住所を有する <u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 幼児等 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から <u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p><u>(4) こども</u> 市内に住所を有する9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p><u>(5) 乳児保護者</u> 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。</p> <p><u>(6) 幼児等保護者</u> 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。</p> <p><u>(7) こども保護者</u> 親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護する者をいう。</p> <p><u>(8) 医療保険各法の給付</u> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給(家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。</p> <p><u>(9) 被保険者等負担額</u> 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者である国、地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限る。)をいう。</p> <p><u>(10) 保険医療機関等</u> 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。</p> <p>(助成対象者及び受給資格の認定)</p>

第3条 この事業の対象となる者は、乳児保護者及び幼児等保護者とする。

2 省略

(助成の範囲)

第4条 市長は、乳幼児等の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を助成する。

- (1) 乳幼児等の入院療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額
- (2) 乳幼児等のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者の入院以外の療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額

第5条 省略

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、乳幼児等(乳児保護者又は幼児等保護者を含む。)が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

以下省略

第3条 この事業の対象となる者は、乳児保護者、幼児等保護者及び子ども保護者とする。

2 省略

(助成の範囲)

第4条 市長は、乳幼児等及び子どもの疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を助成する。

- (1) 乳幼児等及び子どもの入院療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額
- (2) 乳幼児等及び子どものうち12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者の入院以外の療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額

第5条 省略

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、乳幼児等及び子ども(乳児保護者、幼児等保護者及び子ども保護者を含む。)が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

以下省略